

しあわせの村温泉健康センター管理規則

神戸市民の福祉をまもる条例の理念に基づき、しあわせの村温泉健康センター(以下「温泉健康センター」という。)の安心で安全な利用の確保および良好な環境の保持のため、しあわせの村指定管理者は、公衆浴場法、しあわせの村条例、神戸市都市公園条例、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例、兵庫県公衆浴場法基準条例、神戸市都市公園有料公園施設利用許可基準等関連規則その他関連規定を受け、必要な規則を以下のとおり定める。

(対象)

第1条 本管理規則の対象は、「温泉健康センター各施設」及び「温泉健康センター施設における指定管理者(以下「管理者」という。)の管理する備品等」の利用に関する事項とする。

(安全上の利用制限)

第2条 管理者は、温泉健康センターの安全で安心な環境を保持するため、以下の行為を禁止する。

- (1) 管理者の許可のない刀剣類及びその他危険物の持ち込み
- (2) 備品類の危険な使用
- (3) 自転車、ローラースケート等屋外で使用する遊具や乗物等の持ち込み及び施設内での使用
- (4) 管理者の許可のない火気類の持ち込み及び利用
- (5) その他、温泉健康センターの安全で安寧な利用を妨げると思われる行為

(衛生上の利用制限)

第3条 管理者は、温泉健康センターの衛生状況を良好に保つため、以下の行為を禁止する。

- (1) 温泉健康センター内の衛生状況を著しく悪化させると認める不潔な行為
- (2) 衛生上好ましくないと管理者が認める物品の持ち込み
- (3) 家庭ごみの持ち込み
- (4) 指定場所以外へのゴミの廃棄
- (5) 管理者の許可を得ない動植物の持ち込み（但し、身体障害者補助犬を除く）
- (6) しあわせの村内の指定場所以外での喫煙

(管理に支障のある行為の禁止)

第4条 管理者は、良好な利用環境を維持するため、管理に支障のある以下の行為を禁止する。

- (1) 温泉健康センターを利用しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による暴力団および暴力団員等(以下「暴力団」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力である場合の利用
- (2) 政治活動
- (3) 宗教活動
- (4) 管理者の許可を得ない備品、機材等の持ち込み又は施設内への留め置き
- (5) 騒音又は大声を発生し、その他他人に迷惑を及ぼす行為
- (6) 悪臭を発生させる行為や悪臭を発生させる物の持ち込み
- (7) 温泉健康センター施設及び設備の本来の目的とは異なる利用方法
- (8) 温泉健康センター施設及び設備を汚損する行為

- (9) 温泉においては泥酔での利用、その他施設においては酒気帯びでの利用
- (10) 次に掲げる行為を行うことによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を恐怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪感を覚えさせることにより、当該他の者の温泉健康センター施設の利用を妨げること
 - (ア) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と他人の目に触れさせること
 - (イ) 粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すこと
- (11) 浴場内における着衣の利用
- (12) 浴場及び更衣室以外での裸身、半裸身、下着での利用
- (13) その他しあわせの村の良好な秩序の維持に反すると管理者が認める行為

(施設、備品・付属品の利用に関する事項)

第 5 条 管理者は、温泉健康センターの施設及び備品・用具類について適正で快適な利用を確保するため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1) 施設または備品・用具類の占有使用
- (2) 予約・受付を要する施設及び備品・用具類の必要な手続を経ない利用
- (3) 管理者の許可のない備品・用具類の移動、持ち出し
- (4) 著しく多量の物品の持ち込み
- (5) 共用スペースへの個人の所持品の放置
- (6) その他施設及び備品・用具類の適正な利用を妨げると思われる行為

(原状回復の義務)

第 6 条 利用者は、本管理規則に反する行為により生じた状況を自らの責任で原状に回復させなければならない。また、施設、備品・用具類を損傷し、又は滅失したときは、管理者が指定する期日までに原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(施設への立ち入り制限)

第 7 条 管理者は、次の各号の一つに該当する者の立ち入りを拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染病に罹患していると疑われる者
- (2) 管理者の指示に従わず、秩序を乱す恐れがあると認められる者
- (3) 第 2 条から第 5 条に規定する禁止事項の一つ以上に該当すると認められる者

(プール、体育館、トレーニング室、温泉等施設の利用に関する細則)

第 8 条 管理者は温泉健康センター内の各個別施設について、上に定める規定に基づき、別途必要な規程を定める。

附則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。